

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

豊田市

2 構造改革特別区域の名称

豊田市フルーツ酒特区

3 構造改革特別区域の範囲

豊田市の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 位置と気候

豊田市（以下、「本市」という。）は、愛知県の中央部に位置し、市のほぼ中央を貫流する矢作川の上・中流部に位置している。平成 17 年 4 月の市町村合併（豊田市、藤岡町、小原村、足助町、下山村、旭町、稲武町）により、東西 49.36km、南北 33.37km、総面積 918.47k m²と、愛知県面積の 17.8%を占める県内最大の自治体となった。

市域は東・北部の三河高原を形成する山間部と西・南部の西三河平野につながる丘陵・平野部からなり、標高 3.2mから 1,240m に至る変化に富んだ地形を有している。

また、市域の 68.2%を占める森林をはじめ豊かな自然に恵まれた広大な地域であり、市域の中に都市部と農山村部とが並存するという特性を有している。

(2) 人口

本市の人口は、平成 22 年度国勢調査値では、421,487 人（平成 17 年度国勢調査値 412,141 人）である。都市部において人口が増加する一方、農山村部では継続的に減少しており、地域間の格差が拡大する傾向にある。

(3) 産業

本市の産業は第二次産業が盛んで、特に自動車産業の割合が非常に高く、製造品出荷額は全国第 1 位である（平成 22 年工業統計）。

第一次産業である農業分野においては、米・野菜・果樹・花きなどの生産が盛んで、平成 18 年の農業産出額は約 110 億円で県内第 4 位、品目別の収穫量で見ると、米及び桃は県内第 1 位、梨は県内第 2 位となっている。

しかし農業就業人口は平成 17 年から平成 22 年までの 5 年間で 23.8%減少し、就業者の高齢化、後継者不足という問題を抱えている。

5 構造改革特別区計画の意義

本市の農業は、平野部では水稲主体の土地利用型農業が中心に行われており、大規模な農業経営を営んでいる。また、平野部から農山村部までは、野菜、果樹、花きなど多様な農産物が生産されている。しかし、農産物価格の低迷、後継者や担い手不足など年々農業経営が厳しい状況にある。

これらの課題に対応するため、本市の実情を基に独自の農業政策を計画する「第 2 次農業基本計画」を平成 19 年 10 月に策定、平成 23 年度に見直しを行い、地産地食の推進、多彩でたくましい農業の振興、農業を通じた地域環境の保全、都市と農山村の共生を進めているところである。

そうした中、農商工連携、6 次産業化により地域特産品である果実を使ったワインなどの新商品を製造販売できるようになれば、地域産業の活性化と農業所得の向上が期待できる。さらに原材料である果樹の生産が拡大し、経営面積が増加することで耕作放棄地の解消や青年就農者の増加、農産物のブランド力の向上が期待できる。また、農作物の収穫体験等と地域独自のオリジナルフルーツ酒の生産を合わせたグリーンツーリズムの推進にもつながり、都市と農山村地域の交流が期待される。

このように、本特例措置の活用が地域経済の活性化にもつながり、活用意義はきわめて大きいものである。

6 構造改革特別区域計画の目標

本特例措置を活用し、本市の特産品である果実を原料とした果実酒、リキュールを製造し特産品の開発を推進することにより、

- (1) 農商工連携、6 次産業化による特産品ブランドの確立
- (2) 原材料生産の拡大による青年就農者の増加と農地の利用促進
- (3) 農家レストラン、農家民宿、農業体験交流とあわせたグリーンツーリズムの推進

以上のことを実現し、農業所得の向上と就労機会の創出により持続可能な営農体制を確立すること目標とする。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

- (1) 特産品の消費拡大と市内農産物の認知度向上
- (2) 雇用の創出
- (3) 特産果樹の収穫体験等や観光事業の連携による都市と農山村の交流人口の増加
- (4) 農業所得の向上

構造改革特別区域計画の実施により農業経営の安定化につながり、地域経済の活性化が図られる。

【経済的社会的効果の目標指数】

区 分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
特産酒類製造事業者数		1 件	2 件
特産果実酒製造量		2kl	3kl
特産リキュール製造量			1kl

8 特定事業の名称

709（710）特産酒類の製造事業

別紙

構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別紙

1 特定事業の名称

709（710）特産酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において生産された地域の特産物として指定した農産物（ブドウ、モモ、ナシ、イチジク、ウメ、カキ、ブルーベリー、イチゴ、スイカ又はこれに準ずるものとして財務省令で定められたもの。以下「特産物」という。）を原料とした果実酒又はリキュールを製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

（1）事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

（2）事業が行われる区域

豊田市全域

（3）事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

（4）事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載した者が、地域の特産物を原料とした果実酒やリキュールの提供、販売を通じて地域の活性化を図るために果実酒やリキュールを製造する。

5 当該規制の特例措置の概要

当該規制の特例措置により構造改革特別区域内において、本市が指定する特産物を原料とする果実酒又はリキュールを製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準（年間6キロリットル）が、果実酒については2キロリットル、リキュールについては1キロリットルにそれぞれ引き下げられ、小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能になる。

これにより、農業経営の多角化や、新たな特産品開発やブランド化、農業所得の向上につながり、地域産業の活性化が見込まれる。

なお、当該特定事業により酒類製造免許を受けた場合でも、酒税納税義務者として必要な申告納税や記帳事務が発生するとともに、税務当局の検査や調査の対象とされる。

市は、無免許製造を防止するため、制度内容の広報周知を行うとともに、酒税法の規定に違反しないよう指導及び支援を行う。